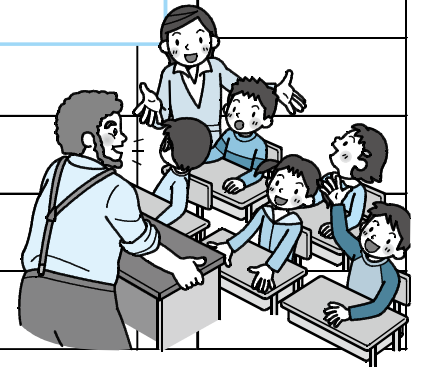


【個別の指導計画 作成のポイント】

平成 年度 個別の指導計画 ()年()組 氏名() 到達度についての基準(○・・・80%以上、△・・・50～79%、×・・・50%未満)

指導領域		実態	長期目標	短期目標(1学期)	具体的な手立て	評価	短期目標(2学期)
基本的 生活習慣	生活面・ 身体面 身辺自立 家事(家庭生活) 健康 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・1年先にゴールできる目標を設定しましょう。 ・今必要なこと、できそうなことから優先順位を付けましょう。 			<ul style="list-style-type: none"> ・主語は「教師」です。 ・指示の工夫、ツールや教材の工夫、環境設定の工夫などを記入しましょう。 		
	行動面・ 社会性 コミュニケーション 社会性 余暇活動(遊び) 行動 情緒						
		実態	長期目標	短期目標(1学期)	具体的な手立て	評価	短期目標(2学期)
教科・ 領域等	国語				<ul style="list-style-type: none"> ・回数や達成率など、目標を具体的に示してあれば、「○」「△」「×」でも評価ができます。 		
	算数						
	生活 単元 学習	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動における項目も設定しましょう。 ・自立活動については、本書P.13-14をご覧ください。 					
	自立 活動						



小学校学習指導要領 第1章総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

※1 個別の指導計画 ※2 個別の教育支援計画 (本書P.19-20参照)

2 (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

※ 中学校学習指導要領では、第1章第4の2(8)です。

小学校学習指導要領解説 第3章教育課程の編成及び実施

7 障害のある児童の指導(第1章第4の2(7))

特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

※ 中学校学習指導要領解説では、第3章教育課程の編成及び実施

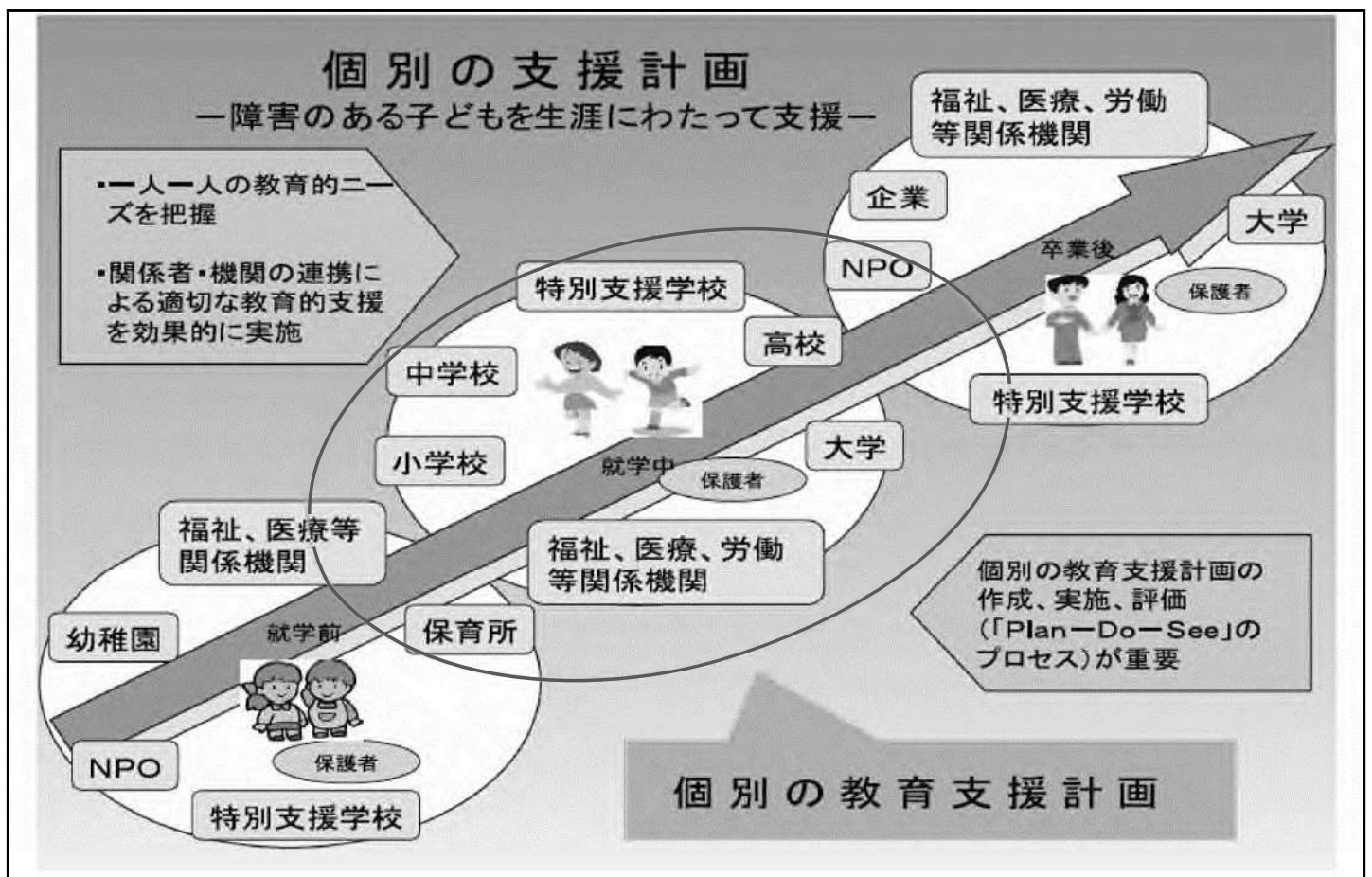
8 障害のある生徒の指導(第1章第4の2(8))です。

9 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために作成するものです。

平成15年度から実施された障害者基本計画において、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示されました。この「個別の支援計画」のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。

なお、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月より事業所等では「障害児支援利用計画」等の作成が義務化されました。「障害児支援利用計画」等と「個別の教育支援計画」等との相乗的な効果が得られるよう、事業所等の管理責任者と教職員が連携し、保護者の了解を得つつ相互に情報を提供し、必要な配慮を行うことが望まれています。



【個別の教育支援計画の例】

個別の教育支援計画			
記入日 年 月 日			
名前:	性別:	生年月日:	年 月 日 (歳)
保護者の願い			
教師の願い			
家族構成	家庭での様子		
<p>学校卒業後の将来の姿を想像しながら、中・長期的な見通しも記載します。従って、小・中・高等学校等の進学についてだけでなく、就労等についての思いや願いなども記載しましょう。</p>			
家庭状況	興味・関心等		
<p>出産時の様子や子育てで気になった点(運動・言語・対人関係等)などを母子手帳などの記録をもとに記入します。 1歳半検診、3歳児検診等の様子も含めて記入しましょう。</p>			
身体的状況(年 月現在)		生育歴上の気付き/相談履歴	
利き手()			
身長 cm	体重 kg		
園(所)での目標		園(所)での取組の様子	
支援内容	関係機関		
	機関名	担当者	支援内容
園(所)	医療・保健 福祉・教育		
家庭	地域 その他		
<p>療育手帳等を持っている場合は、援助・福祉のサービス等との関係上、把握しておくべきことを記載しておきましょう。</p>			

	現在の様子	入学後の目標	手だて	評価と課題
健康・身体機能		3年くらい先を見通して目標を設定しましょう。また、たくさん書かず、優先順位を決めましょう。		
身辺自立・生活	<ul style="list-style-type: none"> 健康や身体機能について特徴的なこと など 身辺自立の様子 1日の過ごし方について特徴的なこと など 			<ul style="list-style-type: none"> 〇〇の環境を整える。 〇〇の場を設定する。 〇〇が経験できる活動を増やす。 〇〇に配慮する。 など、支援の手立てを記入しましょう。交流及び共同学習や通級による指導についても必要があれば記入します。
社会性・行動	<ul style="list-style-type: none"> 家族、友達等との関わり 性格、行動の特徴、情緒・コミュニケーション面 地域での活動への参加の様子 など 			
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 学習に関する様子 取り組み方や意欲等の情意面 など 			

今後、連携が必要な関係機関
各シート類と一緒にファイリングし、必要に応じて保護者とともに見直しを加えましょう。
安心して学校生活を送るために、本誌記載の個人情報に関係者間で共有することに同意します。
年 月 日 保護者名 印

この「個別の教育支援計画」の様式例は『就学指導のガイドライン』に掲載されています。

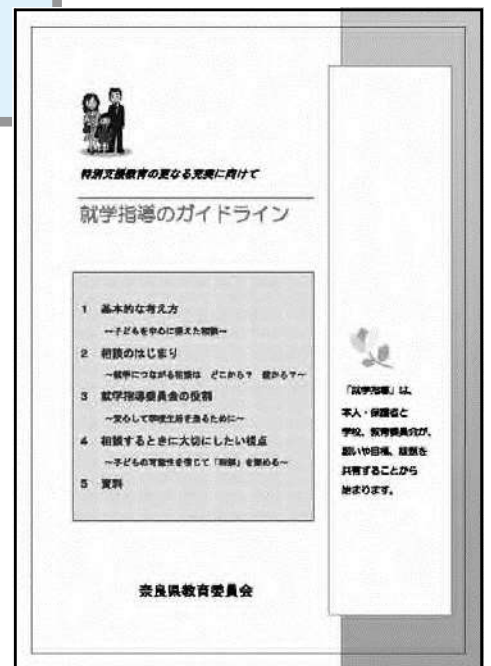
奈良県教育委員会のホームページ
(http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-22194.htm) よりダウンロードして使用することが可能です。

小学校学習指導要領解説 第3章教育課程の編成及び実施

7 障害のある児童の指導 (第1章第4の2(7))

障害のある児童については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での活動も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。

※ 中学校学習指導要領解説では、第3章教育課程の編成及び実施
8 障害のある生徒の指導 (第1章第4の2(8)) です。

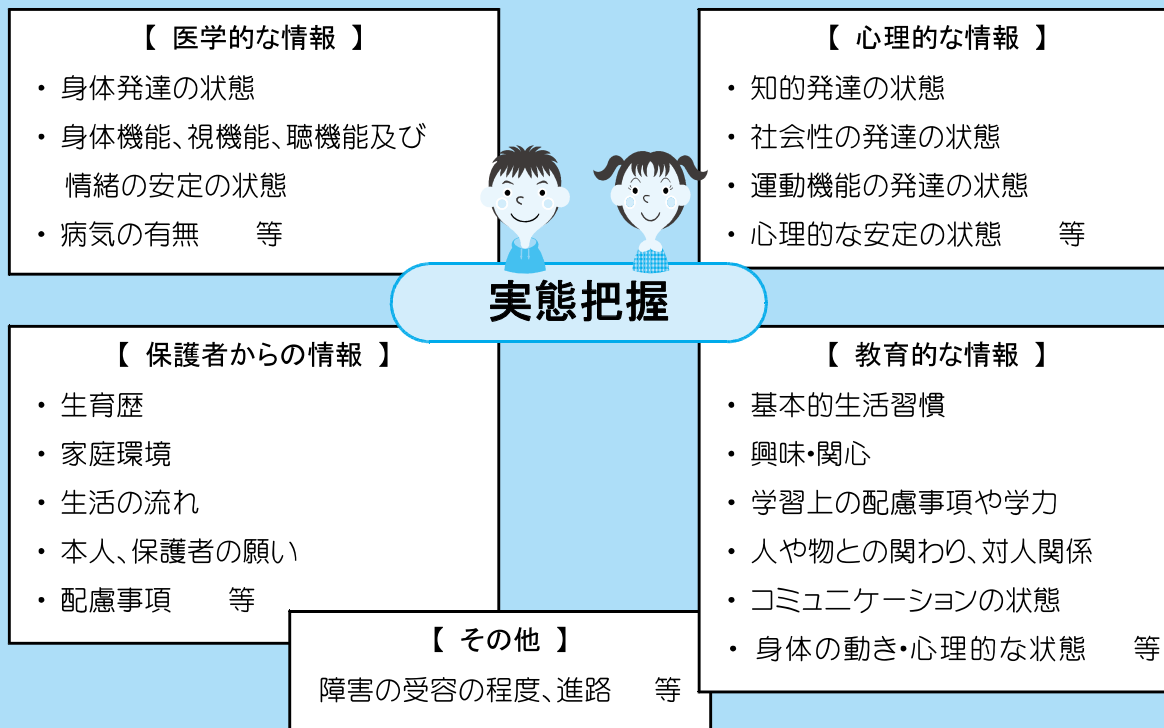


実態把握(アセスメント)について

障害のある児童生徒に対する指導を行う際に、実態把握（アセスメント）は欠くことができません。実態把握（アセスメント）とは、様々な方法で情報を集めることだけではなく、それらの情報の意味を考えたり解釈したりしながら総合的に状態を捉えていくことを含んでいます。

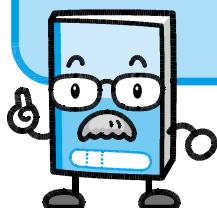
なお、実態把握は多角的な視点から情報を収集する必要があり、行動観察や聞き取りも大切です。

実態把握の情報収集



行動観察： まず、観察する視点を明確にすることが大切です。学校生活を送る上で知りたいことは、「認知・学習面」、「生活・行動面」、「社会性・コミュニケーション面」の3つと考えられます。できるだけ多くの支援者が観察し、共有することが大切です。

聞き取り： 本人や保護者、関係者から情報収集します。本人や保護者と信頼関係をつくりながら、傾聴・受容・共感を大切に聞き取りをします。本人には、「困っていることは何か」「どうして欲しいか」という視点で聞き取りをすることも必要です。また、効果的であった支援方法を、前担任や前在籍校園から情報として得ることも大切です。



心理検査・発達検査

障害のある児童生徒の発達の様子、認知の特性、行動の特性などを客観的に捉えるために、心理検査等を実施する場合があります。実施機関には、病院やこども家庭相談センター、通級指導教室、特別支援学校及び教育研究所等がありますが、心理検査等の実施は本人や保護者の承諾を得る必要があります。検査から得られる数値だけが一人歩きすることがないように、発達のバランスや特性について仮説を立て、行動観察や聞き取りから得られた情報と結びつけて理解し、学校や家庭における指導・支援の工夫を考えていくことが何よりも大切です。

主な検査

WISC-IV

5歳0カ月～16歳11カ月の子どもを対象にした、世界でも広く利用されている代表的な児童用知能検査です。10の基本検査を実施することで、全体的な認知能力を表す全検査IQ（FSIQ）と、4つの指標得点を算出、それらの合成得点から、子どもの知的発達の様相をより多面的に把握できます。

K-ABC・KABC-II

K-ABCは、2歳6ヶ月～12歳11ヶ月の子どもを対象としています。子どもの知的活動を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両面から評価することで、得意な認知処理様式を見つけ、それを子どもの指導に活かすことを目的としています。

KABC-IIは、K-ABCの改訂版です。適用年齢は2歳6ヶ月～18歳11ヶ月と青年期まで拡大されています。認知尺度のみならず基礎学力を測定できる国内初の個別式習得尺度を備えています。

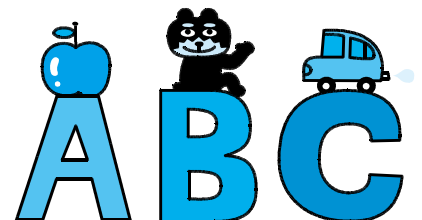
新版K式発達検査2001

この検査は、0歳～成人までを対象とし、発達の全般的な進みや遅れ、バランスの崩れなどの全体像をとらえるための検査です。この検査では、発達指数（DQ）が算出される他、「姿勢・運動」（P-M）、「認知・適応」（C-A）、「言語・社会」（L-S）の3領域について評価します。

絵画語い発達検査（PVT-R）

3歳0ヶ月～12歳3ヶ月を対象とし、基本的な語いの理解力を測定することができます。言語理解の発達段階を推定するといったスクリーニングとして利用されます。

これらの他にも「DN-CAS 認知評価システム」「新版 S-M 社会生活能力検査」「田中ビネー知能検査V」「PEP-3」などがあります。



10 交流及び共同学習

「交流及び共同学習」とは、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動において、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方の側面をもち、これが一体としてあることをより明確に表したものです。

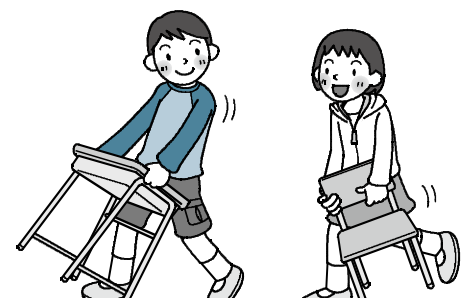
我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものといえます。障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、障害のない子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

小学校及び中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

奈良県教育委員会では、地域に根ざした教育を目指し、平成24年度にリーフレット『奈良県の「交流及び共同学習」』を作成しました。

このリーフレットは、奈良県教育委員会のホームページよりダウンロードすることが可能です。



【交流及び共同学習の例】



特別支援学校と小学校及び中学校等との間では、学校行事や総合的な学習の時間、一部の教科で活動を共にし、直接的にふれあう活動や、作品の交換やインターネットによるやりとりなど、間接的な活動も行われています。

さらに、特別支援学校の子どもたちが、自分が住んでいる地域の小学校及び中学校との間で、教育課程上の位置づけを明確にした上で、小学校及び中学校の遠足に参加したり、一部の教科学習を共に受けたりするなどの活動も行われています。



小学校及び中学校の特別支援学級と通常の学級の間では、実施方法を工夫しながら、日常の学校生活の様々な場面で行われています。

学校・園や学級間だけでなく、地域や福祉等との連携も大切です。地域での行事や子ども会、ボランティア活動に子どもたちが参加している例も見られます。

小学校学習指導要領 第1章総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

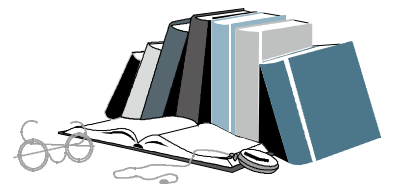
※ 中学校学習指導要領では、第1章第4の2 (14) です。

1 1 教科用図書 の 取扱い

教科書とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）

特別支援学級で使用される教科書については、特別の教育課程の編成により当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができます。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校（知的障害）用の文部科学省著作教科書が採択されますが、特例として、学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の中から採択することもできます。学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の見本は、奈良市教育センター及び県立教育研究所に保管されています。

ただし、特別支援学級においては、同学年の学級と交流授業を行うことが多いので、当該学年の検定教科書以外の教科書を採択する場合には、十分な検討が必要です。また、どの教科書を採択しても、進級時や進学時に以前採択した図書と重複することはできません。教科書の採択リストを作成し、二重給与とならないようにしましょう。



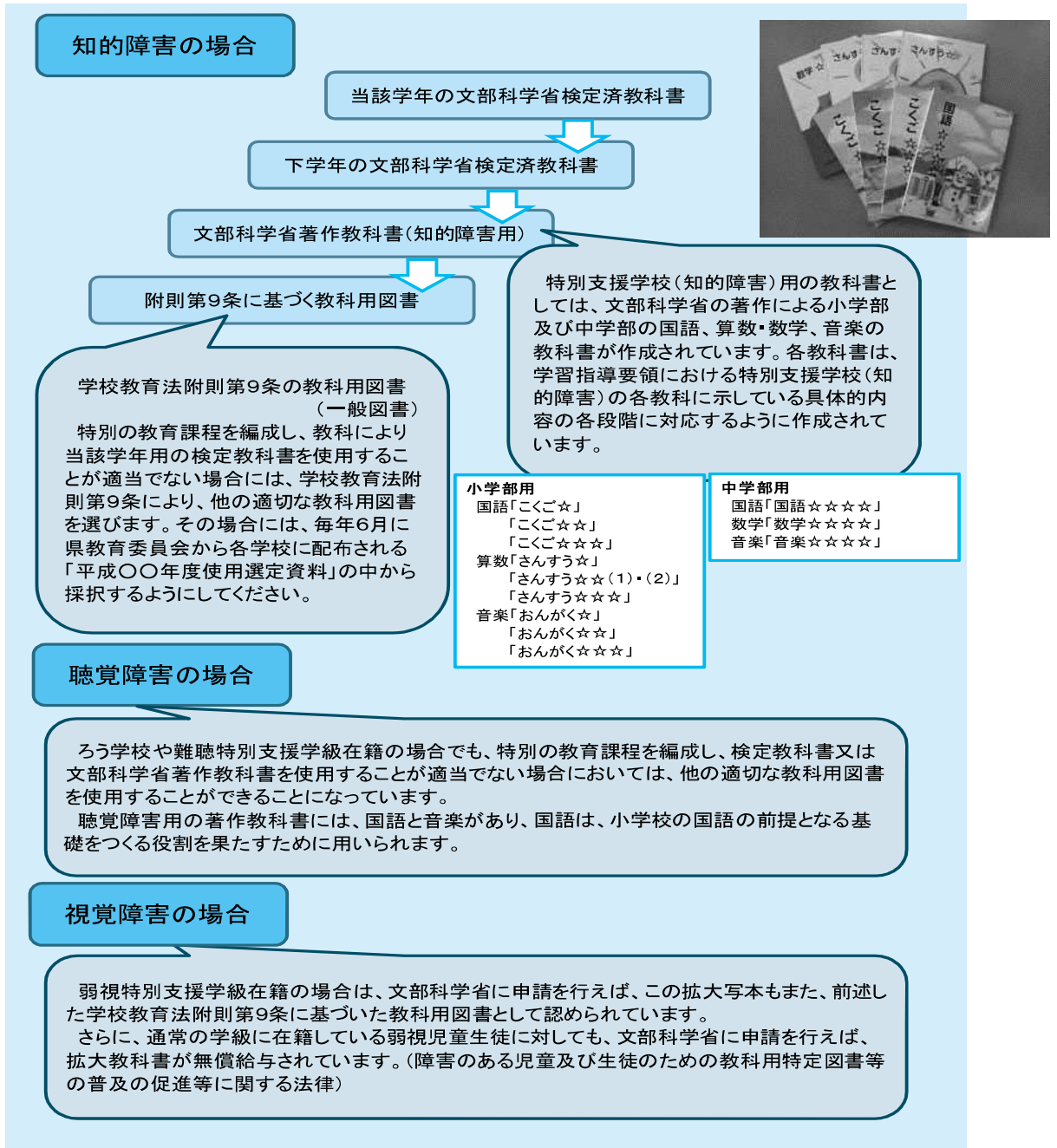
こんな教材もあります・・・マルチメディアDAISY

デージー（DAISY）とは・・・Digital Accessible Information Systemの略です。

マルチメディアDAISY図書は、パソコンで本を再生する図書です。文字を音声で読み上げるので、それを聞きながら文字や画像を見ることができます。カラオケの画面をイメージしてください。音声で読み上げられる部分の文字が、ハイライトされていきます。



【教科用図書の考え方】



【教科用図書に関する法令上の規定】

学校教育法施行規則

第139条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

学校教育法 附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

1 2 指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではありませんが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層ていねいに把握することが必要です。

また、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」においては、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について以下のように記されています。

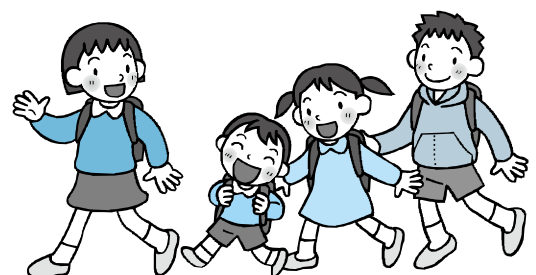
3 小・中学校及び特別支援学校小・中学部の指導要録について

- (1) 小学校及び特別支援学校小学部の外国語活動について、設置者において、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点を設定することとし、文章の記述による評価を行うこと。
- (2) 特別活動について、学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って、各学校において評価の観点を定めることができるようにすることとし、各活動・学校行事ごとに評価すること。

様式に関しては、「学籍に関する記録」は、通常の学級と同様の様式に記入しますが、「指導に関する記録」は、特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成している場合、指導要録も特別支援学校のもの参考にして作成されていることがあります。

なお、知的障害特別支援学校の各教科の学習の記録については、特別支援学校学習指導要領に示されている各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述します。特別活動の記録についても、小学校、中学校及び特別支援学校における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述します。また、現行の学習指導要領で個別の指導計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが求められています。

特別支援学級でも、指導に当たっては個別の指導計画を作成する必要があることから、「指導に関する記録」を作成する際には、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意することが必要です。



【知的障害特別支援学校小学部の参考様式】

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年	1	2	児童氏名					
科目			行動の記録					
生活			第1学年			第4学年		入学時の障害の状態
国語			第2学年			第5学年		
算数			第3学年			第6学年		
音楽			総合所見及び指導上参考となる諸事項					
図画工作			第1学年			第4学年		
体育			第2学年			第5学年		
特別活動			第3学年			第6学年		
自立活動			出欠の記録					
	区分	授業日数	出席停止・退席の回数	出席が認められなかった回数	欠席日数	出席日数	備考	
	学年							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							

自立活動



各教科及び特別活動に関する記録のほか、自立活動に関する指導の記録も行います。



参考様式は、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1293813.htm) より

1 通級による指導

「通級による指導」とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うものです。「通級による指導」は、週に数単位時間程度の指導であるため、教科の学習等大半の授業は通常の学級で受けます。つまり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を児童生徒がニーズに応じて受けながら、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながる効果的な指導であるといえます。

「通級による指導」を受けている児童生徒については、その児童生徒の障害の状態を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮することが必要です。つまり、言語障害の場合であれば、その障害の状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、通級による指導を終了して、通常の学級で全ての授業を受けるようにするという事です。



【通級による指導に関する法令上の規定】

学校教育法施行規則

第140条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

2 通級による指導の対象

本県で、「通級による指導」の対象となるのは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒です。障害の種類と程度は、次のように示されています。

障害の種類及び程度

○言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

○学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

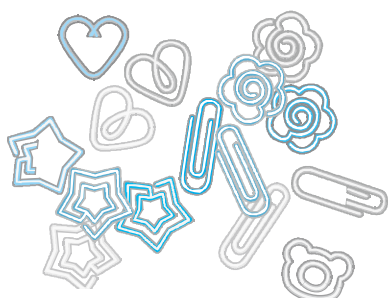
○注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

参考 ・平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について(通知)」

・平成18年3月31日付け17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」

「通級による指導」の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者であり、特別支援学級在籍の児童生徒は含まれていません。通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があります。なお、知的障害については、その障害の特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意する必要があります。



3 通級による指導の教育課程

教育課程上の取扱い

「通級による指導」における特別の教育課程は、小学校及び中学校の通常の教育課程に加えるか、又は振り替えて実施することができますが、標準時数から考えて、児童生徒の負担加重になる場合があるので、気を付ける必要があります。また、他校で受けた授業でも、自校で行った授業とみなすことができます。

通級による指導の内容

「通級による指導」における特別の教育課程で行う特別な指導は次の二つです。

一つは障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために特別に設けられた「自立活動」の指導で、「通級による指導」の基本となります。もう一つは、これに加えて特に必要がある場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別な指導です。

ただし、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、教科の指導は、特に必要がある場合に補充的に行うものであるため、教科の補充が大半を占める形態にならないように留意する必要があります。

- ・ 自立活動の指導（特別支援学校の学習指導要領を参照）を行う。
 - ・ 特に必要があれば、障害の状態に応じた各教科の補充指導を行う。
- ※ ただし、単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意すること。

通級による指導の授業時数

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、「通級による指導」の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までと定められています。

また、新たに平成18年度から「通級による指導」の対象となった学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して「通級による指導」を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとなっています（平成18年3月31日付け17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について」による）。

- ・ 年間35単位時間～280単位時間（週1～8単位時間）
- ・ 学習障害者、注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒については年間10単位時間～280単位時間

4 指導要録等の取扱い

「通級による指導」を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「通級による指導」を受ける学校名、「通級による指導」の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が通級担当者が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において「通級による指導」を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入します。



【資料1】「特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧」

障害の種類	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	1. 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの

※県内通級指導教室では指導を行っていません。

【資料2】「奈良県内特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室一覧」

各特別支援学校の詳しい情報は、
各校のWebページをご参照ください。



このページの情報は、上記リーフレットより抜粋したものです。上記リーフレットは、奈良県教育委員会のホームページよりダウンロードが可能です。

奈良県の特別支援学校

- 県立盲学校 (視覚障害教育)
- 県立ろう学校 (聴覚障害教育)
- 県立奈良養護学校 (肢体不自由教育部門) (病弱教育部門)
- 県立奈良養護学校整肢園分校
- 県立明日香養護学校 (肢体不自由教育) (病弱教育部門)
- 県立奈良東養護学校 (病弱教育部門) (知的障害教育部門) (高等養護部門)
- 県立奈良西養護学校
- 県立二階堂養護学校
- 県立西和養護学校 (知的障害教育)
- 県立大淀養護学校
- 県立高等養護学校

【訪問教育】

〈施設訪問...奈良養護学校〉〈在宅訪問...明日香養護学校〉
重度重複障害があり、学校での生活が著しく困難な児童生徒を対象に、教員が家庭又は医療機関等を訪問して行う教育です。

奈良県の特別支援学級

障害があるために通常の学級や通級指導教室での授業において、十分な効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級です。

奈良県の特別支援学級(院内学級)

入院中も学習が継続できるよう、下記の病院には院内学級が設置されています。

市町村	設置病院	学校
奈良市	県立奈良病院	伏見南小学校
天理市	天理よろづ相談所病院	山の辺小学校、北中学校
橿原市	県立医科大学附属病院	今井小学校、大成中学校
五條市	県立五條病院	野原小学校
三郷町	県立三室病院	三郷北小学校

奈良県の通級指導教室

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、子どもの教育的ニーズに応じた特別な指導を週1～8単位時間、特別な指導の場で行います。

市町村	学校名	種別	
奈良市	椿井小学校	難聴	
	済美小学校	言語	
	あやめ池小学校	言語	
	鳥見小学校	言語	LD等
大和高田市	高田小学校		LD等
大和郡山市	郡山北小学校	言語	
天理市	丹波市小学校		LD等
	前裁小学校		LD等
橿原市	畝傍南小学校	言語	
	畝傍中学校		LD等
御所市	秋津小学校		LD等
生駒市	生駒小学校	言語	
	生駒小学校(エル)		LD等
香芝市	下田小学校	言語	LD等
葛城市	新庄中学校		LD等
宇陀市	榛原小学校	言語	LD等
平群町	平群小学校	言語	
田原本町	田原本小学校		LD等
上牧町	上牧第二小学校	言語	LD等
大淀町	大淀桜ヶ丘小学校		LD等

【参考・引用文献】

「小学校学習指導要領」	文部科学省	平成20年
「中学校学習指導要領」	文部科学省	平成20年
「小学校学習指導要領解説 総則等編」	文部科学省	平成20年
「中学校学習指導要領解説 総則等編」	文部科学省	平成20年
「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領」	文部科学省	平成21年
「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」	文部科学省	平成21年
「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」	文部科学省	平成21年
「特別支援学級・通級指導教室 教育課程編成の手引」	福岡県教育委員会	平成22年
「特別支援学級担任のための手引」	鳥取県教育委員会	平成22年
「特別支援学級・通級による指導の教育課程の手引き」	宮崎県教育研修センター	平成22年
「就学指導のガイドライン」	奈良県教育委員会	平成22年
「特別支援学級及び通級指導教室 教育課程編成の手引」	長崎県教育委員会	平成23年
「奈良県の交流及び共同学習」	奈良県教育委員会	平成24年
「奈良県の特別支援教育」	奈良県教育委員会	平成24年

特別支援学級及び通級指導教室

教育課程ハンドブック

平成25年6月発行

平成27年3月改訂

編集・発行 奈良県立教育研究所

特別支援教育部

〒636-0345 奈良県磯城郡田原本町多722

奈良県総合リハビリテーションセンター2F

TEL.0744-32-8201

このハンドブックは、奈良県立教育研究所 特別支援教育部のホームページにも掲載しています。

<http://www.nps.ed.jp/nara-c/tokubetsu/>

